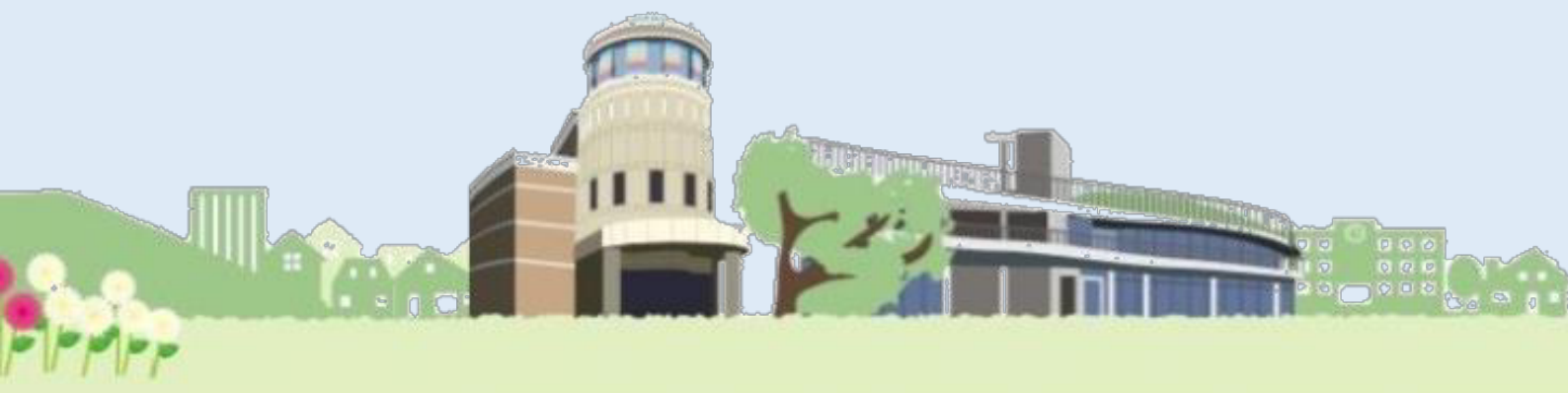


《概要版》

第2次宝塚市消費者教育推進計画

～消費者市民社会の実現を目指して～

令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）



令和3年（2021年）7月

宝塚市

第1章 推進計画の改定に当たって

計画策定の趣旨

消費者教育は、一人ひとりが自立した消費者として、安全で安心して豊かな消費生活を営むための重要な役割を担っています。このため、幼児期から高齢期まで全ての世代を対象とし、学校・地域・家庭・職域といった生活の場に応じた適切な方法で消費者教育を体系的に推進し、消費者の学びを進める必要があります。

本市では、市民や関係機関、団体、事業所等と連携・協働し、安全・安心な消費生活に向けての取組をより一層推進するため、「宝塚市消費者教育推進計画（平成28年度（2016年度）～32年度（2020年度））」を策定し、消費生活相談の充実を図るとともに、様々な消費者教育・啓発活動に取り組んできました。

しかし、この間も「インターネットの普及拡大」「高齢化率の上昇」「成年年齢を18歳に引き下げる民法の改正」「新型コロナウイルスの出現・感染拡大」「エシカル消費への取組」など、消費者を取り巻く環境は絶えず変化しているとともに、消費生活相談においては、消費者トラブルの内容が、年々複雑化・巧妙化の傾向にあります。

このような社会状況の変化に合わせて、「消費者市民社会」の実現を目指して、自ら考え行動する消費者を育むため、消費者教育推進計画を改定します。

※「エシカル消費」とは、倫理的・道徳的な消費であり地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動

第2章 消費者教育の現状と課題

消費者を取り巻く現状

- 市内の高齢化率は今後さらに上昇
- 新型コロナウイルスによる生活様式の変化
- インターネット通販やキャッシュレス決済などの商取引の増加
- 民法改正により2022年4月から18歳から成年として単独で有効な契約が可能
- 消費生活相談件数は高止まりし、通販への件数、60歳以上の割合が増加

消費者教育を推進する上での課題

- 18歳から成年とみなされること、高齢化率上昇などによる悪徳商法による消費者被害の拡大
- 一人ひとりが人や社会、地域、環境に配慮した消費行動の必要性
- 地域の多様な主体間のネットワーク化、連携や協働による効果的な消費者教育や消費者団体の育成や支援

第3章 消費者教育の推進に向け目指すべき方向

計画の目標

消費者市民社会の実現を目指して、自ら考え行動する消費者を育みます

※「消費者市民社会」とは、消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会

目指す消費者像

- 消費生活に興味関心を持ち、自ら判断、選択、行動ができる自立した消費者
- 自分だけでなく、周りの人々や未来の人々の状況などをしっかり見つめて生活し、公正かつ持続可能な社会の形成に参画することができる消費者

第4章 消費者教育推進方策と今後の取組

世代・特性に応じた多様な消費者教育の推進	多様な主体の連携と協働による推進
<ul style="list-style-type: none">● 保育所、幼稚園、学校における参加・体験型学習を推進● 全ての世代が、取引のデジタル化に対応できるための講座を開催するなどの取組を推進● オンラインでの消費者教育の実施など、学び方の選択肢を増やす取組を推進	<ul style="list-style-type: none">● 消費者団体など多様な主体が相互に連携・協働できるよう取組を推進● 人や社会、環境に配慮した消費行動を促進するための啓発を推進● 市と事業者団体・消費者団体が互いに情報共有し連携する体制を推進
消費者教育の担い手の育成	効果的な情報収集・発信
<ul style="list-style-type: none">● 消費生活サポーター「すみれ隊」の育成及び増員● 消費生活サポーター「すみれ隊」の知識強化のための学習会の実施	<ul style="list-style-type: none">● 広報たからづか「くらしの情報」への消費生活情報の掲載● 関係機関・団体と連携した啓発資料の配布● インターネット等を活用した、効果的な情報発信

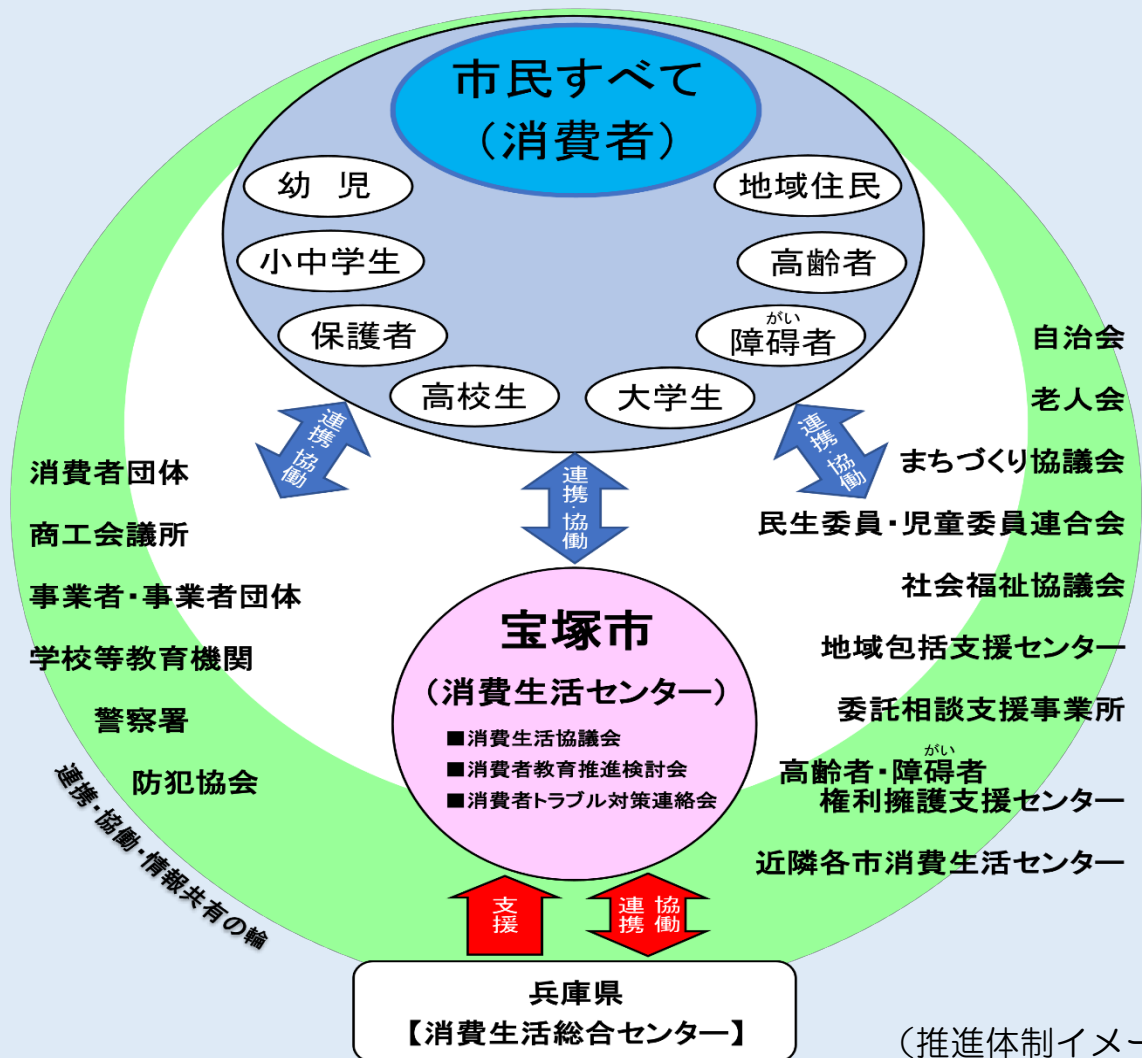
計画期間中、重点的に推進する施策の目標

- 1 消費者問題について学び、地域で身近な方に消費生活情報を伝え消費者被害に遭わないように見守る、消費者サポートすみれ隊を育成します。
(隊員数 10人→30人)
- 2 市民の学習機会を担保するために、本市や関係機関・団体が実施する出前講座・セミナーを数多く実施します。
(目標講座回数 80回/年・参加人数 6,000人/年(学校の授業を除く))
- 3 成年年齢の引き下げに伴い、児童・生徒に対する消費者教育を充実させる必要性から、学校における授業へのサポートのみならず、あらゆる機会において、消費者教育に接することができるよう取り組みます。
(学校・児童育成会等における目標講座回数 65回/年・参加人数 2,400人/年)
- 4 消費者教育推進のため、広報たからづかや市ホームページ・メール等を活用し、ウィズ・アフターコロナの社会状況に対応した情報発信力の強化を図ります。

第5章 推進体制

消費生活センターを消費者教育の拠点として位置付け、消費生活相談業務だけでなく、消費者教育を積極的に行います。

推進体制（イメージ図）に示す関係機関や団体などとの連携・協働・情報共有を積極的に推進し、団体の活動支援や後援等を行い、多くの市民に対し消費者教育の実施を働きかけます。



(推進体制イメージ図)

商品やサービスに関するトラブルは・・・

宝塚市消費生活センターへ

専門の相談員が消費生活に関する
様々な問題について相談に応じます。

☎相談専用 0797-81-0999
受 付 月～金曜日（祝・休日を除く）
9：00～12：00
12：45～16：00

☎消費者ホットライン
局番なしの 188

計画に関するお問い合わせ先

宝塚市 産業文化部 産業振興室 消費生活センター
〒665-0852 宝塚市売布2丁目5番1号 ピピアめいふ1・5階
TEL：0797-81-4185（直通）
FAX：0797-83-1011